

尾張旭市監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和6年12月5日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

2 監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定例監査）

3 監査の対象

原則として、健康福祉部（福祉政策課、福祉課、長寿課、健康課及び保険医療課）に係る令和6年度（令和6年8月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和6年9月25日から同年12月4日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、行政財産の目的外使用許可に係る事務の状況並びに令和5年度及び6年度における物品の検査の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した行政財産及び備品の実査・現況確認を行った。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 福祉政策課に係るもの

注意すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、尾張旭市生活困窮者一時生活支援事業において、三者から見積書を徴取したが、徴取した見積書にはそれぞれ代表者印がない等の状態であったにもかかわらず、いずれも採用し、旅館等の賃貸借契約を締結して

いた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

A社	会社名、代表者名及び代表者印なし（屋号のみ記載）
B社	代表者印なし
C社	代表者印なし

(2) 福祉課に係るもの

ア 是正改善すべきもの（取扱基準第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

(7) 障がい児相談支援事業業務委託契約において、見積依頼者から徴取した見積書を採用し、同者と契約締結すべく伺いを起案したが、委託業務契約書案において誤った委託料の額を記載してしまい、そのまま決裁を得た上で、その誤った委託料額が記載された契約書を同者に交付し押印させていた。なお、同者押印後、市側において市長印を押印する際にこの誤りに気付いたため、双方の確認の下に、金額を訂正し、正しい委託料額で契約していた。

契約書の決裁に当たっては、あらかじめチェックポイントと実施者を明確にするなどして、確実にチェックを実施されたい。

(i) 社会福祉法人との土地無償貸付契約において、契約締結の決裁を得た上で、契約書を2通作成し市側と相手側各自がその1通を保有していたが、いずれも市長印を押印していなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

(ii) 令和6年度医療的ケア児等支援者育成研修会等開催業務委託において、受託者に請書を提出させたが、業務内容について「別添仕様書のとおり」と記載があるものの、同書には仕様書が添付されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

(iii) 尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、日常生活支援券事務委託業務の契約書には、同項第6号から第12号までに掲げる事項（契約代金の支払又は受領の時期及び方法、権利義務の譲渡等の制限など）が記載されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

(iv) 物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。以下同じ。）を令和5年度は実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルが付されていないものが散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

イ 検討を要するもの（取扱基準第2項第2号に規定するものをいう。）

「身体障害、知的障害及び精神障害等への総合相談」、「地域の相談支援事業所等の困難事例への支援」など9項目を業務の内容とする「障がい者基幹相談支援センター運営業務」を、ある特定非営利活動法人（以下「D法人」という。）と委託契約を締結の上、実施している。同契約は契約規則第25条で規定する随意契約の限度額を超えていたが、D法人が「平成26年度に実施した委託事業者の公募に唯一応募し、プロポーザル審査により選定された事業者であり、開所以来委託事業を適切に行うなど、本市における障害者の状況や関係事業者等の資源を熟知しており、上記事業を実施できる事業者は他に存在しない」ことから、その性質又は目的が競争入札に適しない契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）であるとして随意契約とするものとし、かつ、見積徴取をD法人一者からのみとしていた。

この点、D法人を委託業者として選定したプロポーザル実施が10年も以前である平成26年であり、「公募に唯一応募し、プロポーザル審査により選定された事業者であり、開所以来委託事業を適切に行」っていることのみをもって、現時点で「事業を実施できる事業者は他に存在しない」とまではいい切れないと考えられる。

よって、同業務について、D法人との一者での随意契約をするのが適当であるかどうか、今一度、詳細に検討の上、適当でないなら契約方法を見直されたい。

ウ 注意すべきもの

(7) 本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度尾張旭市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託及び令和6年度尾張旭市手話奉仕員養成講座開催事業委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(4) 令和6年度日常生活支援券事務委託業務において、尾張旭市工事等検査実施要領（平成15年尾張旭市要綱等）第20条に定める検査結果の通知がされていない。

検査事務を適切に実施されたい。

(3) 長寿課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

(7) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、政令の定めるところによ

り、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、城山老人いこいの家浄化槽修繕に係る負担金について、調定を決議することなく、令和6年5月30日に納入の通知をしていた。

適時適切に調定を決議されたい。

- (イ) 物品の検査を令和5年度は実施していなかった。また、備品のうち、3点は所在が分からず、2点は物品管理規則第18条及び第19条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。

物品管理事務を適切に実施されたい。

所在不明の物品
備品No.5 マッサージ機
備品No.16 将棋セット (将棋台がなく、コマのみ)
備品No.17 将棋セット (将棋台がなく、コマのみ)

不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄していた物品
備品No.29 消火器
備品No.30 消火器

- (ウ) 中央通老人いこいの家において、市長から行政財産目的外使用の許可（法第238条の4第7項に規定される許可をいう。以下同じ。）を得ていない電話柱の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話柱設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

- (エ) 同課は、シニアカラオケ大会、高齢者趣味の作品展及びシニアクラブグラウンドゴルフ大会の開催運営を業務内容とする、高齢者健康づくり事業を委託して実施している。当該委託業務の契約は、令和6年5月31日に締結したにもかかわらず、委託先に遅くとも同年3月13日までにはシニアカラオケ大会のポスターを作成させ、遅くとも同年4月3日までには同大会の参加者募集をさせていた。

契約日以降に契約が履行されるよう、契約事務を適時適切に実施されたい。

- (オ) 令和6年度紙おむつ給付事業に係る契約（単価契約）において、事業者への見積提出を依頼する際、給付する紙おむつの一覧を添付していたが、そこには品名、サイズ、予定数量だけではなく、紙おむつごとの市の予定単価も記載し

ていた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (カ) 地域シニアクラブ補助金は、高齢者の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を図ることを目的として、補助事業に要する経費のうち、飲食に要する経費(ただし、熱中症予防のための飲料水等を除く。)などを除いた経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1に相当する額(その額が50,000円を超える場合は50,000円)を上限として交付するものである。令和6年度は、16の地域シニアクラブから交付申請を受けたが、全ての団体の交付申請書の収支予算書の収支が均衡しておらず、その記載からは、上限額まで交付決定すべきではないもの又は事業実施の財政的裏付けがうかがえないものとなっていたにもかかわらず、収支予算書に記載された補助対象経費の2分の1に相当する額(その額が50,000円を超える場合は50,000円)を交付決定していた。

補助金事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

- (ア) 尾張旭市入札者心得書(平成9年尾張旭市要綱等)によれば、記名及び押印のない入札は無効とされている(同書第17条第8号)。同課は、老人いこいの家管理業務委託に係る見積を依頼する際、見積の無効に関する事項として「尾張旭市入札者心得書第17条に該当する場合」を掲げていたにもかかわらず、見積業者から押印のない見積書を徴取し、同者を採用していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) ガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、敬老祝品給付事業は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

- (4) 健康課に係るもの

是正改善すべきもの

- (ア) 保健福祉センターにおいて、市長から行政財産目的外使用の許可を得ていない異なる三者がそれぞれ設置した線類の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう(法第238条第4項)ものとされているところ、同課は、これら三者による行政財産の目的外使用に気付かずになっていたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適

切な手続を漏れなく実施されたい。

- (イ) 物品の検査を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち、1点の所在が分からなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

所在不明の物品
備品No.966 姿見鏡

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

2 監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定例監査）

3 監査の対象

原則として、こども子育て部（こども未来課、保育課、こども課及び子育て相談課・こどもの発達センター）に係る令和6年度（令和6年8月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和6年9月25日から同年12月4日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、行政財産の目的外使用許可に係る事務の状況並びに令和5年度及び6年度における物品の検査の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した行政財産及び備品の実査・現況確認を行った。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 保育課に係るもの

ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

(7) 中部保育園において、市長から行政財産目的外使用の許可（法第238条の4第7項に規定される許可をいう。以下同じ。）を得ていない防犯灯の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、

又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、防犯灯設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

- (1) 物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。以下同じ。）を令和5年度は実施していなかった。また、備品のうち、2点については物品管理規則第18条及び第19条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。

物品管理事務を適切に実施されたい。

不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄していた物品
備品No.424 オーバーヘッドプロジェクター
備品No.1522 お散歩カー カーマット付き

イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、私立保育所との保育委託契約及び令和6年度柏井保育園送迎用駐車場賃貸借契約は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

- (2) こども課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

- (7) 三郷児童館において、市長から行政財産目的外使用の許可を得ていない電話柱の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話柱設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

- (1) 物品の検査を令和5年度は実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルが付されていないものが散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

ガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度放課後児童対策事業は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(3) 子育て相談課・こどもの発達センターに係るもの

ア 是正改善すべきもの

物品の検査を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

ガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、尾張旭市発達支援連携事業委託業務は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。